

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: P/E課税の政策と最新動向¹

(1) PE 課税の動向

P/E とは、Permanent Establishment のことであり、「恒久的施設」という意味になる。「みなし事業所」とも言えるが、例えば、非居住者（日本の本社等）が中国でいろいろな経営行為をするとすると、税務当局はこの行為の場所を P/E（みなしの事業所）と見なし、これに対し税務登記や納税を求める。また、P/E があるか無いか（課税対象取引かどうか）に関わらず、外国法人の行なう各種経営行為を把握しておきたいという意図から、当局は非居住者（法人・個人共）に中国国内における税務登記義務を課し、課税ベースを広く捕捉することを強化している。

中国当局は、この「非居住者の税務登録制度」に関する各種通達において、「租税条約の優遇を受けたいのであれば、非居住者の税務登録をしてください」というスタンスである。例えば、個人所得税で言うと、短期出張者は 183 日未満であれば中国において個人所得税を払わなくてよいとされているが、この「183 日ルール」の適用を求めるならば、出張者は自ら出張に来たことを登録する必要があると言っているのである。もし租税条約の優遇を受けられないことになると、中国の税法では「90 日ルール」になっているので、91 日から 182 日までの出張の場合、この税務登録をしないと中国の国内法に従って税金が課せられることになりかねない。

また、企業所得税では、「みなし事業所」というのは活動期間が 6 カ月を超えなければ P/E が存在しないと判断されるが（6 カ月ルール）、これも租税条約に書いてあることであって、中国の国内法だけを見ると P/E については明確な判断基準はなく、極端なことを言えば 1 日の出張であっても P/E と認定される可能性がある。

登録方法や様式については所轄各市や税務局のホームページに様式が掲載されているが、実際のところ、税務局の動きはそれほど進んでおらず、中央からの通達により形式は整えているが、例えば外国からの納税送金を受けつける専用口座を設置する等の対策はとられてなく、担当官も広く一般に登録を呼び掛けるキャンペーンのようなことは、今のところ行なっていない。このような状況において我々がどの程度応じるべきかという判断は難しいが、90 日超 183 日未満の出張者が二桁になる法人については、さすがに目立ってくるため注意が必要になると思われる。また、P/E 課税調査は個別、散発的に実施されているため、登録をしていないがために、調査において不利な立場にたたされることは間違いなく、そのリスクを念頭において判断する必要がある。

(2) P/E の課税原則

P/E 課税で考慮すべき税金は、①企業所得税 ②営業税 ③個人所得税がある。

営業税については、例えば技術指導者が中国に来て、その対価を日本に払うという場合、その「指導料」を P/E の収入とみて、これに営業税（5%）がかかる。営業税は、役務提供地点、すなわち中国において、その活動が 6 カ月を超える、超えないに関わらず（P/E の有無に関係なく）、納税義務が発生する。

企業所得税については、P/E があると判断された場合は、中国の国内源泉所得について利益をベースに課税され、P/E なしと判断されれば課税はない。P/E ありと判断された場合の企業所得税は、日本の企業が中国に有する P/E（みなしの事業所）の収入に「みなし利益率」をかけて利益の金額を確定し、それに企業所得税率（25%）を掛けて計算、納税する。「みなし利益率」は、過去は 10%という低い水準も認められていたが、最近を通

¹ 2012 年 3 月 19 日（東京）及び 21 日（大阪）で行なわれた日本機械輸出組合主催の中国税務セミナー講義の一部をご紹介します。全文は 7 月上旬に同組合より刊行される「JMC ジャーナル 7 月号」に掲載されます。

達により 15%から 40%の範囲で決定され、多くのケースでは 30%前後とされている。

個人所得税については、例えば、複数のプロジェクトがあり、それぞれ別個に契約を結び、且つ派遣される技術者個々人の出張日数は暦年 183 日を超えず、且つ各プロジェクトの期間が半年を超えない(P/E がない)となれば、中国での個人所得税は発生しない。しかし、単一のプロジェクトを複数の技術者が担当し、その期間が6カ月を超えとなると、税務局は各人の行為を一連の作業と見なし P/E があると判断する。そうすると、個々人の中国作業日数が 183 日を超えていなくても、個人の所得(給与等)に対し「所得税」の納税義務が中国で発生する。調査を受けて「P/E がある」とされたときに、税負担に大きく差が出るのがこの個人所得税である。

(3) 駐在員事務所 ～課税事務所の拡大と法人化

本来、駐在員事務所は本部(日本)の生産する商品等に関して、中国における市場情報の収集、提供及びその他の補助的活動にのみ従事するため、租税協定の P/E 認定の例外に該当し、非課税が原則である。しかし現実には、駐在員事務所の職員が本社の代理として売買契約書に署名したり、研究活動に参画したり、または本部以外の企業(グループ企業)のために経済行為を行なったりすれば P/E と認定され、実際収入課税、経費課税、推定利益率課税のいずれかの方式で課税される。2010 年には国税が「原則免税、課税活動あれば課税」から「原則課税、免税は別途申請」へ方針転換する旨の通達を公布した。また、推定利益率は 10%から 15%以上にまで引き上げられている。駐在員事務所代表(外国籍駐在員)の人数制限(登録4人まで)等の影響もあり、現在では法人へ転換する会社が増えている。

駐在員事務所を閉鎖するには、納税登記を抹消しなければならず、そのためには税務当局の調査を受けるのが常である。だいたい3年を基準にして、5年ぐらいまでを調査してくるので、そういう意味では、駐在員事務所を閉鎖する際は過去3年の納税状況、特に個人所得税の計算漏れ等がないか確認した上で、閉鎖を進めていくようにしたい。駐在員事務所は3年ほど残しておいて、事業法人を別途設立し、駐在員事務所の経費をいくらか発生させながら、3年後に閉鎖を進めるというのも一つの選択肢である。

(4) 出向者の P/E 課税

日本の会社が、出向者の日本払給料を現地につけ替えないでそのまま負担することにより、P/E の問題が発生することがある。これは日本の本社が出向者の給料の何割かを負担することによって、その職員の活動は現地法人の仕事だけではなく、本社から何らかの命を受け本社のための活動もしているとみなされてしまうことで、出向者の P/E があると判断するものだ。もともとこれで P/E と判断するのは無理があるが、今のところリスクがあることは確かなので、その対策として、下記に挙げているような「中国子会社の独立性」を示すための必要条件を、形式的にせよ整えておいた方がよい。

- ① 子会社の要請に基づく親会社からの人員派遣
- ② 派遣者と子会社との雇用関係の存在
- ③ 子会社の当該派遣者に対する指揮命令権の保持
- ④ 派遣者による行為の責任とリスクの子会社への帰属

(5) P/E リスクのまとめ

P/E のリスクはゼロにすることはできないので、どこまでは受け入れることができるというラインを決めて、その中である程度はリスクを取りながら、登録をしたり、契約の形式を整えたりして対策を取るしかない。判断基準は、時代や場所によって変わってくるので、いろいろなネットワークを張って情報収集を常にしておく必要がある。また、課税されることになったとしても、みなし利益率ではなく、プロジェクト計算をしっかりとっておき、実際利益に基づく課税をするよう当局と交渉されたい。

上海衆逸企業管理諮詢有限公司
(上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング)
執行董事 鈴木康伸(日本国公認会計士)

CHINA WEEKLY

【経済】

◆人民銀行第2四半期景況感アンケート 物価満足度は低下 景気減速懸念は一段と高まる

人民銀行は19日、都市部預金者、企業、金融機関を対象とした2012年第2四半期景況感アンケート調査結果を発表した。預金者の物価満足度指数は、前年同期比1.4ポイント上昇したものの、前期比1.5ポイント下落して18.2となった。「物価が高すぎて受入れ難い」と感じた預金者の割合は前期比+2.8ポイントの65.7%に達し、「第3四半期も物価上昇が続く」と予測した預金者の割合は同+4.2ポイントの35.6%となった。不動産価格についても、「高すぎて受入れ難い」と回答した預金者の割合が前期比+0.8ポイントの68.5%となり、依然として高い水準に留まっている。一方、「消費を優先する」と回答した預金者の割合は前期比+1.8ポイントの19.3%と、消費意欲はやや回復したものの、80.7%の人が貯蓄（うち、預金優先47.2%、投資優先33.5%）を優先している。企業経営者のマクロ経済景況感指数は前期比▲1.9ポイントの37.3と、4期連続で景況感の分岐点となる50を下回った。銀行経営者の同指数も引続き低下し、前期比▲6.4ポイントの33.6となった。景気減速を懸念し、足元と今年第3四半期の景気が「冷え気味」と予測した銀行経営者の割合は、それぞれ前期比+9.4ポイント、+9.5ポイントの38.9%、32.1%に上る。なお、今後の金融政策については、「現状維持」との予測が前期比▲3.9ポイントの58.3%、「緩和に向かう」との予測が同+11.1ポイントの32.4%となり、金融緩和への期待が高まっている。

◆統計局 過去10年の経済発展実績を総括

国家統計局長は18日、同局のウェブサイト上で、過去10年における中国経済発展の実績を纏めた文書を発表した。中国は2002年以来、著しい経済発展の実現と共に、経済発展方式の転換、国民生活の改善等において着実に成果を上げたとする一方、従来の高度成長の優位性の弱化、経済成長に伴う資源と環境の制約増大、収入格差の拡大、革新能力の不足、地域間発展の不均衡等を問題点として指摘した。また、2011年の中国都市部と農村部のエンゲル係数がそれぞれ36.3%、40.4%であったとし、2002年の水準より1.4ポイント、5.8ポイント低下し、国民生活の裕福度の上昇を表しているとした。因みに、日本の総務省統計局の発表によると、2011年の日本の総世帯のエンゲル係数は23.6%となっている。

<過去10年の経済発展実績の総括>

項目	2011年	2002年	項目	2011年	2002年
世界の国内総生産(GDP)に占める中国の比率	10.0%前後	4.4%	輸出額	1兆8,986億米ドル (2002年の5.8倍)	-
国内総生産(GDP)	47.2兆元 (2002年の2.5倍)	-	輸入額	1兆7,435億米ドル (2002年の5.9倍)	-
1人当たりGDP	5,432米ドル	1,135米ドル	1人当たり可処分所得	21,810元 (2002年の2.8倍)	-
国内総生産に占めるサービス業の比率	43.1%	41.5%	エンゲル係数	36.3%	37.7%
経済成長への内需の寄与率	104.1%	92.4%	1人当たり住宅面積	32.7m ²	24.5m ²
都市化率	51.3%	39.1%	100世帯当たり自動車所有台数	18.6台 (2002年の2.1倍)	-
食糧生産量	57,121万トン (2002年の125.0%)	-	100世帯当たり携帯電話所有台数	205.3台 (2002年の3.3倍)	-
エネルギー生産量	31.8億トン標準炭 (2002年の2.1倍)	-	100世帯当たりPC所有台数	81.9台 (2002年の4.0倍)	-
鉄道敷設距離	9.3万km (2002年の129.6%)	-	1人当たり純収入	6,977元 (2002年の2.8倍)	-
自動車道路敷設距離	410.6万km (2002年の2.3倍)	-	エンゲル係数	40.4%	46.2%
高速道路敷設距離	8.5万km (2002年の3.4倍)	-	1人当たり住宅面積	36.2m ²	26.5m ²
航空路線距離	349.1km (2002年の2.1倍)	-	100世帯当たり冷蔵庫所有台数	61.5台 (2002年の4.1倍)	-
固定電話利用者	2億8,512万人 (2002年の133.1%)	-	100世帯当たりエアコン所有台数	22.6台 (2002年の9.9倍)	-
携帯電話利用者	9億8,625万人 (2002年の4.8倍)	-	100世帯当たり携帯電話所有台数	179.7台 (2002年の13.1倍)	-

(出所)国家統計局ウェブサイト、2012年6月18日掲載文書「科学発展、铸就輝煌」に基づき三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

【貿易・投資】

◆2012 年「企業賃上げガイドライン」11 地域の賃上げ基準は前年比+14%

6 月 18 日までに、11 の省・直轄市・自治区が 2012 年企業賃上げガイドラインを発表した。11 地域の今年の賃上げ率は、基準で前年度比+14%前後、上限で同+20%前後、下限で同+5%前後（寧夏を除く）に設定された。企業賃上げガイドラインとは、各地方政府の人力資源・社会保障部が、経済成長、物価水準、失業率等を勘案し、企業に対して示す賃上げ指標で、基準・上限・下限の 3 ラインが提示される。法的強制力はないが、企業は自社の業績・支払能力を踏まえ、同ガイドラインを目安に当該年度の賃金上昇率を調整する他、労使交渉の際のベースともなる。今回の賃上げ率を見ると、基準ラインは新疆ウイグル自治区と天津市が最も高く+16%、次いで河北省・山西省・山東省が+15%、寧夏+14%、陝西省・四川省+13%、青海省・上海市+12%、北京市+11.5%の順となっており、今年度も各地で一定額の賃上げが実施される見込み。一方、賃上げ率を前年比で見ると、昨年ガイドラインを発表しなかった四川省を除く 10 地域のうち、河北省・山西省・陝西省・青海省・上海市の 5 地域が前年を下回る水準に設定し、その他 5 地域は前年と同水準に据え置いた。前年を上回ったのは北京市のみに留まっており、賃金上昇の伸び率の縮小傾向が窺われた。

<11 地域の2012年企業賃上げガイドライン>

単位:%

省/自治区 /直轄市	基準ライン			上限ライン			下限ライン		
	2012年	増減	2011年	2012年	増減	2011年	2012年	増減	2011年
新疆	16.0	0.0	16.0	20.0	0.0	20.0	6.0	0.0	6.0
天津	16.0	0.0	16.0	22.0	0.0	22.0	7.0	0.0	7.0
河北	15.0	▲3.0	18.0	23.0	▲2.0	25.0	5.5	▲2.5	8.0
山西	15.0	▲1.0	16.0	22.0	▲6.0	28.0	4.0	0.0	4.0
山東	15.0	0.0	15.0	22.0	▲1.0	23.0	6.0	▲0.5	6.5
寧夏	14.0	0.0	14.0	17.0	0.0	17.0	ゼロもしくは マイナス	—	ゼロもしくは マイナス
陝西	13.0	▲2.0	15.0	19.0	▲1.0	20.0	5.0	0.0	5.0
四川	13.0	—	未発表	20.0	—	未発表	5.0	—	未発表
青海	12.0	▲1.0	13.0	19.0	▲1.0	20.0	5.0	0.0	5.0
上海	12.0	▲1.0	13.0	16.0	▲2.0	18.0	5.0	▲1.0	6.0
北京	11.5	1.0	10.5	16.5	1.0	15.5	4.5	▲0.5	5.0

(資料) 中央人民政府、人力資源・社会保障部、各種報道の発表資料を基に作成

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比
2012.6.18	6.3600	6.3523~6.3600	6.3570	-0.0081	8.0405	-0.0221	0.81928	-0.0010	8.0320	-0.0063	2.6600	2425.40	9.38
2012.6.19	6.3581	6.3542~6.3581	6.3545	-0.0025	8.0544	0.0139	0.81899	-0.0003	7.9944	-0.0376	2.9800	2409.44	-15.96
2012.6.20	6.3545	6.3541~6.3606	6.3599	0.0054	8.0607	0.0063	0.81963	0.0006	8.0620	0.0676	3.4500	2401.08	-8.36
2012.6.21	6.3621	6.3610~6.3659	6.3642	0.0043	7.9895	-0.0712	0.82026	0.0006	8.0557	-0.0063	4.3400	2367.53	-33.55

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

先週の中国人民元は 6.36 で寄りついた。対米ドル基準値は前週末比元高水準となる 6.30 台での設定が続き、日中取引においても 6.35 台を中心とした堅調推移が続いた。しかし、21 日に発表された HSBC6 月製造業景況指数が景気の分岐である 50 を 8 ヶ月連続で下回ったことが嫌気されると軟化。翌 22 日に休場を控えるなか基準値 6.304 から 0.98%の乖離となる 6.3659 まで下落して越週した。0.98%の乖離幅は変動許容幅が 1%へ拡大されて以降最大。欧州債務問題への懸念が強まるなか、人民元も市場のリスク許容度の低下を反映し軟調推移が続いている。だが、基準値の水準が示すように中国人民銀行は特段元安誘導を志向しているわけでもないようだ。今週も欧州債務問題への懸念を背景に軟調推移となろうが下値は限定的とみている。

(6 月 25 日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。